

令和 7 年度後期 大田区物価高騰における介護サービス事業所・施設 に対する支援金交付手続きのご案内

大田区は、区内介護サービス事業所・施設（以下、「事業所」）が令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月までの間に物価高騰の影響を受けた経費の一部に対し支援金を交付することにより、サービス提供の継続を支援します。

1 対象事業所

大田区内に所在地を有し、介護保険法に規定する以下の事業所（区立施設は除く）

- （１）入所系サービス：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護
- （２）通所系サービス：通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
- （３）訪問系サービス：居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、福祉用具販売・貸与

2 対象要件（以下のすべての要件を満たすこと。）

- （１）令和 7 年 10 月 1 日時点で、各関係法令に基づき、東京都又は大田区の指定等を受けていること
- （２）令和 7 年 10 月 1 日時点で、大田区内に所在地を有し、介護給付費等を受ける事業所であること
（みなし指定の事業所にあつては、介護給付費を受けている事業所）
- （３）介護サービスを提供する事業を継続する意思のある事業所であること

3 補助金額・補助対象経費

（１）補助金額

- 入所系サービス：利用定員数 1 名につき 1 万 3 千円
- 通所系サービス：利用定員数 1 名につき 6 千 5 百円（昼食なし 3 千 5 百円）
- 訪問系サービス：1 事業所につき 2 万円
- 1 事業所あたり 1 回まで、予算の範囲内で交付します。

対象となる事業所（※ 1-1～1-7）		1 事業所当たりの交付額
事業所の種類	サービス種別	
入所系サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	利用定員数× 13,000 円
	介護老人保健施設（老人保健施設）	
	介護医療院	
	短期入所生活介護（※ 2）	
	短期入所療養介護（※ 3）	
	認知症対応型共同生活介護	

対象となる事業所（※1-1～1-7）		1事業所当たりの交付額
事業所の種類	サービス種別	
入所系サービス	特定施設入居者生活介護（※4）	大田区が保険者で左記介護給付費を受けている要支援1以上の入居者数× 13,000円
通所系サービス （※5）	通所介護	利用定員数× 6,500円
	通所リハビリテーション	
	小規模多機能型居宅介護	
	看護小規模多機能型居宅介護	
	認知症対応型通所介護	
	地域密着型通所介護	
	通所系サービス（昼食なし）	利用定員数× 3,500円
訪問系サービス （※6-1～6-2）	居宅介護支援	1事業所× 20,000円
	訪問介護	
	訪問入浴介護	
	訪問看護	
	訪問リハビリテーション	
	夜間対応型訪問介護	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	福祉用具販売、貸与（※7）	

- （※1-1）対象事業所については、令和7年10月1日時点で指定を受けている事業所であり、かつ介護給付費を受領している事業所とする。休業中は含めない。
- （※1-2）事業所が、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- （※1-3）事業所が、介護サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- （※1-4）サテライト事業所・施設は、本体事業所・施設とは別の対象事業所とする。
- （※1-5）同一建物内で複数の入所系サービス又は通所系サービスを実施している対象事業所は、サービス種別ごとに申請することができる。
- （※1-6）1事業所当たりの交付額の利用定員数・入居者数等は、令和7年10月1日時点とする。
- （※1-7）他の制度により補助を受ける対象経費については、支援金の対象外とする。
- （※2）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と併設している事業所は除く。
- （※3）介護老人保健施設（老人保健施設）と併設している事業所は除く。
- （※4）特定施設入居者生活介護の対象事業所は、介護保険法第8条第11項に基づき指定を受けた施設とする。
- （※5）通所系サービスにおいて、午前・午後に分けて2単位の場合は1単位の定員数とする。ただし、訓練室を分けて2単位の場合は利用定員を合算した定員数とする。
- （※6-1）同一建物内で事業所番号が異なる複数の訪問系サービスを実施している場合は、どちらか一方を対象とする。

(※ 6-2) 訪問系（ヘルパー事業所等）については介護保険と障害の両方の指定を受けている場合は、介護保険を対象とし、障害は対象としない。

(※ 7) 事業所が福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として扱う。

(2) 補助対象経費

	補助対象経費
1	光熱水費
2	食材料費（昼食提供のない通所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所を除く）

4 留意事項

- (1) 支援金交付額は定員 1 名あたり（訪問系は 1 事業所あたり）の定額です。
- (2) 申請は、1 法人 1 回限りになります。
- (3) 東京都等の他の制度で受領している補助対象経費は、当該制度においては対象外です。

5 補助対象期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

6 申請の流れ

- (1) 支援金交付申請（事業所から区に提出）

法人が大田区内で運営するすべての事業所について申請してください。

申請は、1 法人 1 回限りになりますので、対象介護サービス事業所の漏れがないように提出してください。

申請書類は、以下の①～⑤を郵送してください。

※令和 7 年度前期の支援金と同一口座への振込を希望する場合は④、⑤の提出は不要です。

【申請期間：令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで】必着

郵送先は、「7 交付申請等郵送先」（4 ページ）をご覧ください。

提出書類	
<u>※令和 7 年度前期分と同一口座に振り込みを希望する場合は④⑤は添付不要です。</u>	
①	「令和 7 年度後期大田区物価高騰における介護サービス事業所・施設に対する支援金交付申請書」（第 1 号様式）
②	「内訳書」（第 2 号様式）（他の制度により対象経費の一部に補助を受ける場合、特定施設、訪問系は、内訳書の様式が異なりますので別に分けて作成してください。）
③	「令和 7 年度後期物価高騰介護サービス事業所・施設に対する支援金チェックリスト」 ※提出書類をチェックし、担当者、連絡先等必要事項を記載し同封してください。
④	支払金口座振替依頼書 ※振込口座情報等を記載し、請求書に使用するものと同一印を押印してください。
⑤	振込先の通帳又はキャッシュカードの写し ※口座番号、口座名義人が確認できるページ（表紙をめくった 1 枚目）をコピーしてください。電子口座の画面コピーも可。

(2) 支援金交付決定（区から事業所へ送付）

申請書類を審査し、「支援金交付決定通知書」（又は「支援金不交付決定通知書」）を郵送します。

(3) 支援金交付（区から事業所へ支給）

前期の支援金振込口座へ入金します。

別の口座を希望する場合や前期支援金の請求を行っていない場合は
口座振替依頼書に記載された口座に振り込みます。

※この場合口座振替依頼書の提出は必須です。

申請の流れのフロー図

- 申請様式等は、大田区ホームページに掲載しています。
- 記載例をご確認の上、記載漏れのないよう作成してください。

【事業所】

【支援金交付申請】

[申込書類・方法] 以下①～⑤を郵送

[申請期間] 令和7年10月1日（火）から
令和7年12月26日（金）まで

- ①支援金交付申請書（第1号様式）
- ②内訳書（第2号様式）
- ③支援金交付申請提出資料チェックリスト
- ④支払金口座振替依頼書
- ⑤振込先の通帳又はキャッシュカードの写し

※前期と同一口座へ振り込みを希望する場合は、
④⑤の提出は不要です。



【大田区】

【支援金交付決定】

支援金交付決定通知書送付



【支援金交付】

支援金の振込

7 交付申請等郵送先

申請書等は郵送にて提出してください。

※申請の宛先が介護サービス事業所と障害福祉サービス事業所で異なりますのでご注意ください。

【郵送先】 〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14 大田区福祉部介護保険課 支援金担当 宛

8 問い合わせ先

大田区福祉部介護保険課 介護サービス担当

居宅担当 電話：5744-1655 施設担当 電話：5744-1258